

議第33号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「付則第8項」を「付則第10項」に改め、「付則第7項」の右に「および第9項」を加える。

付則第13項を付則第15項とし、付則第10項から第12項までを2項ずつ繰り下げる。

付則第9項中「付則第12項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第8項中「および前項」を「、付則第7項および付則第8項」に、「ならびに保育教諭」を「、保育教諭」に改め、「認める者」の右に「ならびに看護師等」を加え、同項を付則第10項とする。

付則第7項の次に次の2項を加える。

8 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師（以下「副園長等」という。）に代えることができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を副園長等に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9 前項の場合において、当該看護師等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第2項第3号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。

別表第1項第10号ただし書を削り、同号の次に次の1号を加える。

(10)の2 前号の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室および便所（第14号および第15号において「乳児室等」という。）については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

別表第2項第7号ただし書を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 前号の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

別表第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表中第13項を第14項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、園児の教育および保育を継続的に実施し、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 園長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 園長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第7項の改正規定は、公布の日から施行する。